

長野県中小企業融資保証料補給金交付要綱

制定 平成 15 年 3 月 31 日付 14 産振第 608 号

[沿革] 平成 15 年 6 月 2 日付 15 産振第 168 号、平成 15 年 10 月 31 日付 15 産振第 369 号、平成 16 年 3 月 29 日付 15 産振第 541 号、平成 17 年 3 月 31 日付 16 産振第 505 号、平成 17 年 12 月 1 日付 17 ビ誘第 228 号、平成 18 年 3 月 30 日付 17 ビ誘第 329 号、平成 18 年 4 月 28 日付 18 ビ誘第 50 号、平成 18 年 7 月 3 日付 18 ビ誘第 118 号、平成 19 年 3 月 23 日付 19 ビ誘第 310 号、平成 19 年 9 月 21 日付 19 ビ誘第 174 号、平成 19 年 12 月 28 日付 19 ビ誘第 254 号、平成 20 年 3 月 21 日付 19 ビ誘第 315 号、平成 21 年 3 月 19 日付 20 経第 314 号、平成 21 年 5 月 18 日付 21 経第 57 号、平成 22 年 3 月 18 日付 21 経第 290 号、平成 23 年 3 月 17 日付 22 経第 299 号、平成 23 年 5 月 23 日付 23 経第 73 号、平成 24 年 3 月 22 日付 23 経第 273 号、平成 25 年 3 月 21 日付 24 経第 250 号、平成 26 年 3 月 24 日付 25 経第 214 号、平成 27 年 3 月 24 日付 26 産経第 247 号、平成 28 年 3 月 28 日付 27 産経第 293 号、平成 29 年 3 月 21 日付 28 産経第 253 号、平成 30 年 3 月 23 日付 29 産経第 261 号、平成 31 年 3 月 22 日付 30 産経第 316 号、令和 2 年 3 月 24 日付 元産経第 439 号、令和 3 年 3 月 19 日付 2 産経第 506 号、令和 3 年 8 月 2 日付 3 経創第 188 号、令和 4 年 3 月 25 日付 3 経創第 592 号、令和 5 年 3 月 31 日付 4 経創第 1070 号、令和 6 年 3 月 26 日付 5 経創第 722 号、令和 6 年 6 月 27 日付 6 経創第 166 号

(趣旨)

第 1 この要綱は、中小企業者が、長野県中小企業融資規程（平成 26 年 3 月 24 日付 25 経第 213 号）に基づく資金を長野県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証に付して金融機関から融資を受けた場合における保証料に対し、保証協会に予算の範囲内で補給金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号、以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補給金の交付の対象となる資金)

第 2 第 1 に規定する補給金の交付の対象となる資金は、別表 1 に掲げるとおりとする。

(補給金)

第 3 第 1 に規定する補給金の額は、別表 2 に掲げる保証料率に相当する額に対して別表 3 の割合を乗じた額の 2 分の 1（1 円未満の端数があるときは切り捨てた額）を市町村が負担した場合における当該保証料の額の 2 分の 1（1 円未満の端数があるときは切り上げた額）とする。ただし、信州創生推進資金（海外展開向け）及び経営健全化支援資金（新型コロナ借換向け）を利用する場合にあっては、市町村の負担は要しない。

2 前項の規定に関わらず、経営健全化支援資金（新型コロナ向け伴走支援型）及び経営改善サポート資金（特別型）を利用する場合にあっては、0.2%に相当する額とし、市町村の負担は要しない。

(補給金の交付の決定及び確定)

第 4 知事は、補給金の交付の申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補給金を交付すべきものと認めるときは、補給金の交付の決定及び確定をし、この旨通知する。

(補給金の返還)

第 5 知事は、補給金を交付した保証債務に早期完済又は返済条件の変更による保証期間の短縮があったときは、既に交付した補給金の一部を保証協会等から返還させるものとする。

(申請書の様式、関係書類等)

第 6 規則第 3 条に規定する申請書は保証料補給金交付申請書（様式第 1 号）によるものとする。

2 規則第 3 条に規定する関係書類は、保証料に係る明細書（様式第 2 号及び様式第 3 号）とする。

3 第 1 項及び前項に規定する書類の提出部数は正副 2 部とし、提出期日は当該月中分を翌月の 15 日までとする。

(別表 1) 長野県信用保証協会に対する補給金の交付の対象となる資金

小規模企業発展資金	経営健全化支援資金
信州創生推進資金	経営改善サポート資金

(別表2)

A区分	保証制度区分	区分	保証料率(年)	責任共有保証料率(年)	責任共有保証料率(年)※1
		長野県制度資金 契約のある市町村制度資金	①	2.20%	1.90%
		②	2.00%	1.75%	1.00%
		③	1.80%	1.55%	0.85%
		④	1.60%	1.35%	0.70%
		⑤	1.35%	1.15%	0.60%
		⑥	1.10%	1.00%	0.50%
		⑦	0.90%	0.80%	0.40%
		⑧	0.70%	0.60%	0.30%
		⑨	0.50%	0.45%	0.20%
1	保証料率表の評点算定のために中小企業者の信用リスクを測定するリスク評価モデルは、中小企業信用保険法施行規則(昭和37年通商産業省令第14号)に定められた基準に適合するモデルであって経済産業大臣が定めるモデルとする。				
2	B区分又はC区分の保証を適用する場合は、B区分又はC区分に定める保証料率を適用するものとする。				
3	次のいずれかに該当する者については、区分⑤の料率を適用するものとする。 (1)個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの (2)事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない者 (3)同一の事業を営む複数の者であって金融機関からの借入れに係る連帯債務を負担するもの				
	※1 事業承継特別保証及び経営承継借換関連保証(専門家からガンバンス体制の整備に関するチェックシートによる確認を受けた場合)に限る。				
B区分	保証制度区分	1企業あたりの保証付融資総額※2	保証料率(年)	責任共有保証料率(年)	
	新事業開拓保証(注1) 労働力確保関連保証 中小小売商業関連保証 流通業務総合効率化関連保証 中心市街地商業等活性化支援関連保証 経営革新関連保証(注3) 再挑戦支援保証 商店街活性化事業関連保証 事業再生計画実施関連保証 経営力向上関連保証(注3) 地域経済牽引事業関連保証 商店街活性化促進事業関連保証 社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証(注3) 連携事業継続力強化関連保証(注3) 特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証 下請振興関連保証(普通保険及び無担保保険に係る保証に限る。) 供給確保関連保証(注3) (注1)中小企業信用保険法施行令第2条第2項に規定する保証に限る。 (注2)中小企業信用保険法施行令第2条第5項に規定する保証に限る。 (注3)普通保険、無担保保険にそれぞれ係る保証及び中小企業信用保険法施行令第2条第2項に規定する保証に限る。 (注4)信用保証料は右記「保証料率(年)」に0.2%上乗せした信用保証料率	災害関係保証 経営安定関連保証(セーフティネット保証) 地域伝統芸能等関連保証 中心市街地商業等活性化関連保証 特定新技術事業活動関連保証(注2) 創業関連保証 周辺地域整備関連保証(注1) 特定下請連携事業関連保証(注3) 農商工等連携事業関連保証(注3) 東日本大震災復興緊急保証 危機関連保証 先端設備等導入関連保証 事業継続力強化関連保証(注3) 情報処理システム運用・管理関連保証 下請中小企業取引機会創出事業関連保証(注3) スタートアップ創出促進保証(注4)	300万円以下	0.55%	0.44%
	特別小口保証		0.55%	0.44%	
	特定新技術事業活動関連保証(中小企業信用保険法施行令第2条第6項に規定する保証に限る。)		0.92%	0.73%	
C区分	保証制度区分	1企業あたりの保証付融資総額※2	保証料率(年)	責任共有保証料率(年)	
	公害防止保証 海外投資関係保証 特定新技術事業活動関連保証(注2) 周辺地域整備関連保証(注1) 農商工等連携事業関連保証(注1) 特定下請連携事業関連保証(注1) 社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証(注3) 連携事業継続力強化関連保証(注3) (注1)新事業開拓保険に係る保証(中小企業信用保険法施行令第2条第2項に規定する保証を除く。) (注2)中小企業信用保険法施行令第2条第5項及び第6項に規定する保証を除く。 (注3)新事業開拓保険(中小企業信用保険法施行令第2条第2項に規程する保証を除く)及び海外投資関係保険に係る保証に限る。	エネルギー対策保証 新事業開拓保証(注1) 経営革新関連保証(注3) 周辺地域整備関連保証(普通保険及び無担保保険に係る保証に限る。) 経営力向上関連保証(注3) 事業継続力強化関連保証(注3) 下請中小企業取引機会創出事業関連保証(注1) 供給確保関連保証(注3)	300万円以下	0.75%	0.60%
		800万円以下	0.90%	0.72%	
		800万円超	1.00%	0.80%	

※2 既存の保証付融資残高と新規の保証付融資金額の合計額であり、中小企業金融安定化特別保証、中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証を含まない。

※ 責任共有制度要綱(平成18・09・12中庁第2号)に基づき金融機関が一定の負担を行う保証は責任共有保証料率を適用する。

※ この保証料率表に掲げる保証で、長野県信用保証協会に係る保証であって、不動産等物的担保の提供のあるもの及び会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類を確認できる者等については、0.1%の引き下げを行う。ただし、事業承継特別保証及び経営承継借換関連保証(専門家からガンバンス体制の整備に関するチェックシートによる確認を受けた場合)を除く。

(別表3)

区分(別表2)	通常時※1	事業者選択型経営者保証非提供制度利用時	
		信用保証料率上乗せ0.25%時	信用保証料率上乗せ0.45%時
A・C区分	4/5	6/10	2/4
B区分・信州創生推進資金(ゼロカーボン・次世代産業向け※2)	1/1	6/8	4/6

※1 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用しない場合

※2 エネルギーコスト削減促進ツールを利用して省エネ設備導入を行う場合に限る

(様式第1号)

保証料補給金交付申請書

年 月 日

長野県知事

様

(事務所の所在地)

(保証協会等の名称)

(保証協会等の代表者職名及び氏名)

下記のとおり保証を実施しましたので、 年 月分の補給金を交付してください。

記

保証料補給金交付申請額

円也

(内訳)

制 度 名		金 額
小規模企業発展資金		円
経営健全化支援資金	経営安定対策	円
	特別経営安定対策	円
	防災・安全対策	円
	災害対策	円
	物価高対策	円
	新型コロナ向け伴走支援型	円
	新型コロナ借換向け	円
信州創生推進資金	創業支援向け	円
	事業承継向け	円
	IT産業向け	円
	事業展開・物流革新向け	円
	地域活性化向け	円
	企業立地向け	円
	ゼロカーボン・次世代産業向け	円
	海外展開向け	円
経営改善サポート資金	通常型	円
	特別型	円
合 計		円

保証料補給金明細書

年 月分

資金名

氏名 住所	貸付金額 (千円)	保証期間 (日数)	保証料率 (%) (分割 係数)	返済 方法 (据置 日数)	保証料	
					合計 (円)	負担額 (円)
		()				県市自
		()				県市自
		()				県市自
		()				県市自
		()				県市自
		()				県市自
		()				県市自
		()				県市自
		()				県市自
		()				県市自
		()				県市自
合計 件						県市自

(注) 保証料欄中「市」とは市町村、「自」とは中小企業者等